

コーポレート・ガバナンス

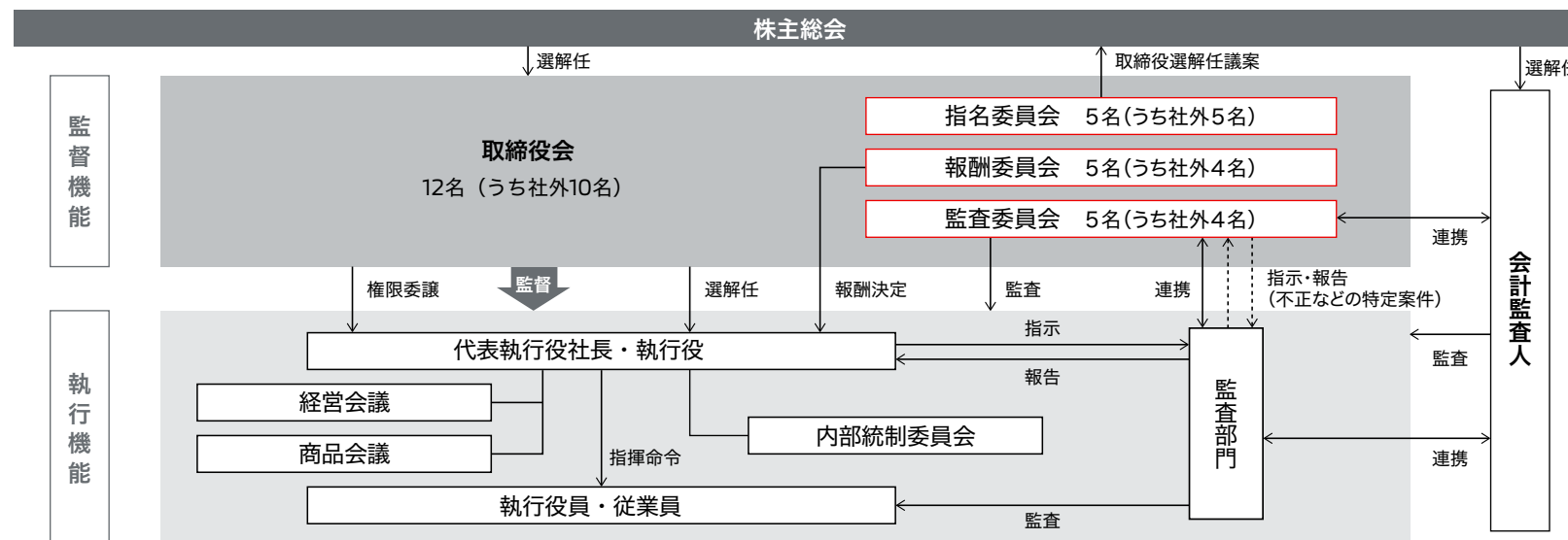
基本的な考え方・方針

当社は、ビジョン・ミッションにもとづき、株主の皆様やお客様をはじめすべてのステークホルダーの期待に応えるとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、コンプライアンスを最優先に考え、経営上の優先課題としてコーポレート・ガバナンスの継続的な強化・充実に取り組んでいます。

また、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な枠組みおよび考え方を「コーポレートガバナンス・ガイドライン」として取り纏めています。

【参照】 コーポレートガバナンス・ガイドライン
https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/strategy/policy_guideline/pdf/guideline.pdf

コーポレート・ガバナンスおよび業務執行の体制（2025年6月19日現在）



コーポレート・ガバナンス体制

当社は、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化の一環として、経営監督機能と業務執行機能の分離を明確にし、経営の健全性・透明性確保に向けて一層の監督強化および危機管理の徹底を図りつつ、環境変化に素早く対応する迅速な業務執行を実現していくために、指名委員会等設置会社の形態を採用しています。

取締役会および取締役

取締役候補者の指名方針および取締役会の構成

取締役会は、経営上の重要事項の決定および執行役の業務執行の監督を行っています。

当社は、取締役候補者の指名方針および取締役会全体の構成・規模について定めています。

2025年6月19日現在において、取締役12名（女性取締役2名）で構成されており、12名の取締役のうち10名は豊富な経験や高い見識などを有する社外取締役であり、社外取締役のうち5名は独立社外取締役です。各取締役の知識・経験・専門性（スキル・マトリックス）については、ウェブサイトで公開しています。

参照

取締役候補者指名方針等について

https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/governance/policy_nomination.html

取締役会の構成

<https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/governance/policy/composition.xlsx>

取締役会全体の知識・経験・専門性について

https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/governance/policy_skill.html

社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役の独立性判断基準を定めており、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者を独立役員として選任しています。

【参照】 コーポレートガバナンス・ガイドライン「社外取締役の独立性判断基準」
https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/strategy/policy_guideline/pdf/guideline.pdf

取締役会の実効性についての分析・評価

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性向上を図るため、全取締役に対するアンケート調査により取締役会実効性評価を年に1度実施し、その結果を取締役会で報告しています。

2024年度においては、取締役会の監督機能の高度化を図る観点から以下スコープを軸として全取締役を対象とするアンケートを実施しました。

〔評価の項目〕

1. 取締役会の構成と運営
2. 経営戦略と事業戦略
3. 企業倫理とリスク管理
4. 経営陣に対するモニタリング
5. 株主等との対話
6. 各委員会など

各取締役から寄せられた意見等も踏まえた2024年度の実効性の総括は、次のとおりです。

- 当社取締役会は総じて実効的と判断される。
- 外部環境がよりいっそう流動的となるなか、引き続き、中長期かつ大局的な経営戦略に関する議論を深めることが重要であり、さらなる改善に向けて、次のような課題を認識した。
 - 経営関係情報を継続的にアップデートし、監督・意思決定の質をさらに高める必要
 - 中長期かつ大局的な戦略策定、経営資源の配分についての議論をさらに深め、関係者への説明を拡充する必要

上記の総括、課題認識を踏まえ、取締役会としては次のような対応を進めることを検討しています。

- 経営関係情報報告・協議の充実
 - 主要部門による業務執行状況の報告内容・議論のレベルアップ
- 今後の経営計画策定に向けた協議のさらなる充実

こうした取り組みを通じ、さらなる取締役会の実効性向上を図り、継続的にコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいきます。

委員会

取締役会には、法定の以下の3つの委員会を設置し、取締役会と合わせて取締役および執行役の監督機能を果たしています。各委員会はそれぞれ過半数が社外取締役により構成されており、委員長は社外取締役が務めています。これにより、公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスが実質的に機能する体制を整備しています。

指名委員会

指名委員会は、株主総会に提案する取締役の選任・解任議案の決定に加え、代表執行役社長が取締役会に提案する執行役の選任・解任案の承認、当社の代表執行役社長の後継者計画などに関する審議を行います。

2024年度は、取締役候補者の決定や執行役選任案の承認などの定例議題のほか、代表執行役社長の評価や社長後継者計画の審議などを行いました。

報酬委員会

報酬委員会は、取締役および執行役の報酬などの決定に関する方針、ならびに個人別の報酬の内容などについて審議・決定を行います。

2024年度は、取締役および執行役の個人別報酬の決定のほか、中長期業績連動報酬のKPIの追加や他社ベンチマークも踏まえた当社役員報酬水準の妥当性確認に関する審議などを行いました。

監査委員会

監査委員会は、取締役および執行役の職務の執行の監査、内部統制システムの構築・運用状況の監督、および監査報告の作成などを行うほか、取締役会または監査委員会により業務執行者による調査を実施することが相当でないと判断された事項に関する社内調査の実施などを行います。

〔参照〕 P82 監査委員会監査の状況

各委員会の構成と開催回数（2024年度）

	委員数	委員長	開催回数
指名委員会	社外取締役5名	独立社外取締役（幸田 真音 氏）	8回
報酬委員会	社外取締役4名 社内取締役1名	社外取締役（宮永 俊一 氏）	6回
監査委員会	社外取締役4名 社内取締役1名	独立社外取締役（中村 嘉彦 氏）	15回

執行役

取締役会は、法令および定款の規定により取締役会の決議を要する事項、株主総会の決議により委任された事項および事業経営に関する一定の重要事項を決定し、これら以外の業務執行の決定権限は執行役に委任しています。

執行役は、取締役会から委任を受けた業務執行の決定およびその執行を担っています。取締役会の決議により執行部門の長として、代表執行役社長を選任しています。

2025年6月19日現在の執行役は10名（代表執行役社長を含む）です。

業務執行における意思決定プロセスおよび各種会議体の概要

業務執行にあたっては、執行部門の長である代表執行役社長のほかに、職掌範囲における業務執行に関する責任者として権限および責任を持つ代表執行役副社長を置いています。また、権限委譲規程に基づき意思決定権限を体系化し、委任事項およびその範囲を定義するとともに、主要事項の意思決定手続きを定め、業務執行の迅速化と、意思決定プロセスの透明性の向上を図っています。

経営上の重要事項については、執行役全員により構成し、代表執行役社長が議長を務める「経営会議」において審議のうえ、決定しています。また、商品プロジェクトに関する重要事項については、「商品会議」にて審議のうえ、決定しています。さらに、内部統制にかかわる事項については、「内部統制委員会」において審議のうえ、決定しています。いずれも、代表執行役社長が議長・委員長を務めており、関係する執行役がメンバーとなっています。

利益相反の回避

当社と取締役および執行役との競業取引および利益相反取引については、取締役会での事前の承認および事後の報告を要する旨、取締役会規則で定めています。また、取締役会の決議においては、特別の利害関係を有する取締役は、決議に参加しないことを取締役会規則で定めています。

さらに、役員や主要株主などの関連当事者間の取引にあたっては、他の取引先の場合と同様に、会社の利益を害することがないよう、経済合理性を十分検討したうえで、複数の関係部門によるチェックと権限委譲規程に定められた責任者による承認に基づいて行うようルールを定めています。

社外取締役のサポート体制

当社では、社外取締役に取締役会において活発に意見を述べ、十分に意思決定に参画していただけるよう、当社について理解を深めるためのさまざまな機会を提供しています。

取り組み事例

- 国内外の事業拠点の視察
- 当事業について理解を深めるための対話の場
- 議案関連資料の事前配布と必要に応じた事前説明

（参照）コーポレート・ガバナンス報告書

<https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/pdf/governance.pdf>

監査委員会監査および内部監査の状況

監査委員会監査の状況

当社の監査委員会は、監査方針および監査計画に基づき、取締役および執行役の職務執行の監査、ならびに内部統制システムの実効性および会計監査人の監査の相当性などを監視・検証することを基本責務と認識し、以下の活動を実施しています。

- ①監査本部に加え、さまざまなレベルの執行部門との対話を通じて、当社内部統制の有効性やその課題について監査委員会としての把握に努めたうえで、執行部門としての有効性評価や課題認識および課題に対する取り組み状況を確認しました。
- ②当社事業にとって重大なリスクを内包し得る業務については、その具体的業務プロセスを把握しました。この観点で2024年度は道路運送車両法に関する一連の業務プロセスについてヒアリングを実施しました。

当社は原則として月次で監査委員会を開催しており、2024年度においては15回開催しました。

2024年度の監査委員会における具体的な検討内容は以下のとおりです。
決議事項15件：監査方針および監査計画、監査の方法、監査職務の分担、会計監査人の委嘱、会計監査人の監査報酬の同意、会計監査人评价基準改定、監査報告の作成 など

協議事項4件：会計監査人による非保証業務提供 など

報告事項34件：内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査計画、監査の方法および結果の相当性、監査上の主要な検討事項（Key Audit Matters：KAM）についてのコミュニケーション など

監査委員会は上記に加え、年間を通じて主に以下の活動を行っています。

- 代表執行役社長との意見交換（年2回）
- 執行部門へのヒアリング（年5回）
- 内部監査部門とのミーティング（年6回）
- 内部統制部門とのミーティング（年2回）
- 取締役会への監査委員会活動報告（年2回）

常勤監査委員は、上記のほか、経営会議などの重要な会議および委員会への出席、重要な決裁書類などの閲覧、執行役および執行役員などへのヒアリング、国内関係会社監査役研修・連絡会、三様監査ミーティング（監査委員会、会計監査人、内部監査部門）などを行いました。2024年度は、企業集団としての内部統制システムの実効性を確認する目的で、主要な事業所および国内外関係会社の往査またはヒアリングを重点的に実施しました。

内部監査の状況

当社は内部監査部門として、代表執行役社長直属の独立した組織である監査本部に業務監査部と品質監査部を設置し、年度監査計画に基づいて計画的に内部監査を実施しています。その結果は、代表執行役社長および監査委員会へ報告しています。監査委員会との年6回のミーティングに加え、常勤監査委員との定例ミーティングを月1回開催して連携しているほか、常勤監査委員、会計監査人との三様監査ミーティングでも情報交換を行っています。

監査本部は2025年3月末現在、26名で構成しており、多様な管理職経験者や公認内部監査人、内部監査士などの資格を有する専門人材を配置しています。業務監査部（17名）は、当社および国内外関係会社の業務運営が透明性をもって適切なプロセスで運営されているかについて監査をし

ています。また、品質監査部（7名）は、当社および国内外関係会社の製品品質関連業務が適正に遂行されているかについて監査をしています。

監査委員会と内部監査部門の連携状況

監査委員会は監査本部とのミーティングを定期的に行い、監査体制、監査計画、社内および国内外関係会社を対象とした内部監査結果の状況について説明を受けるとともに、監査本部に対し監査委員会の監査の状況についてフィードバックしています。また、取締役会に対しては、監査本部から報告を受けた内容を含め、監査委員会としての監査活動実績を取りまとめ、監査委員会から年2回取締役会に報告しています。